

改正消費税 (税率アップ・軽減税率への実務対応)

2019年10月からの消費税改正点

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮崎 敦史

区分記載請求書保存方式について

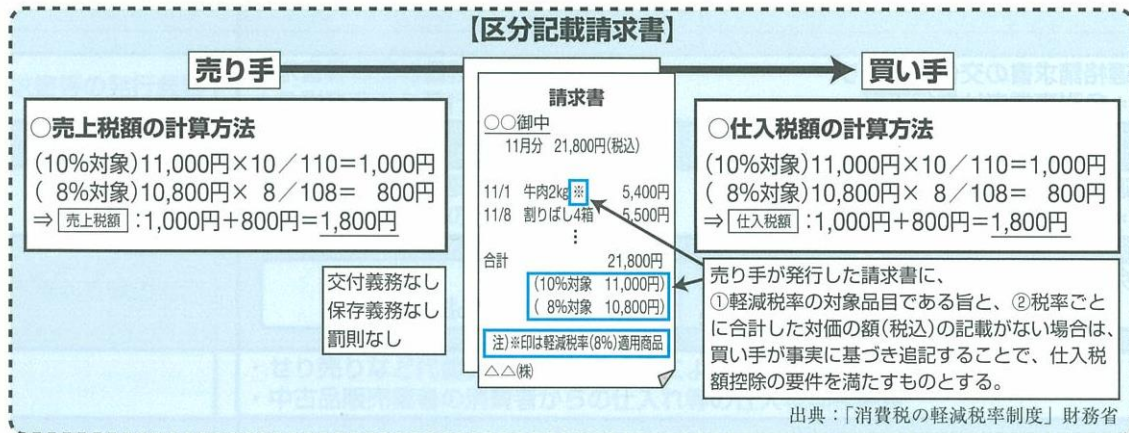
2023年10月からのインボイス方式(適格請求書等保存方式)導入までの間、軽減税率に対応するため現行の請求書等保存方式をベースにして、区分経理するための「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。叔父通り、請求書等での区分経理に対応するための記載事項を追加したものです。

現行の請求書等保存方式に、区分経理に対応するための記載事項を加えた「区分記載請求書等保存方式」は、帳簿の記載要件に「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」が加えられます。

1 区分記載請求書等保存方式の適用要件

請求書の記載要件に、③④の内容が追加されます。

- ① 区分記載請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称



2 免税事業者からの仕入商品の仕入税額控除の可否

発行事業者についての要件は規定されていないので、現行制度と同様に免税事業者からの仕入れも仕入税額控除が可能です。

3 交付義務及び不正交付についての罰則規定

交付義務及び不正交付(偽りの請求書の交付)に対する罰則規定は設けないものとされています。